

民事判決情報データベース化検討会

第11回会議議事録

- 第1 日時 令和5年10月25日(水) 自 午後1時
至 午後4時
- 第2 場所 オンライン開催
- 第3 議事
- 1 開会
 - 2 取得する民事判決情報の範囲
 - 3 適切な仮名処理の在り方
 - 4 事後的な是正等の在り方
 - 5 次回以降の議事、日時等の説明
 - 6 閉会

議 事

山本座長：

それでは、定刻を少し過ぎておりますが、民事判決情報データベース化検討会第11回の会議を開会したいと思います。

本日も御多用の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。なお、本日は所用のため、中原委員が御欠席、増見委員は午後2時半頃、増田委員が午後3時45分頃御退室の予定と伺っております。御欠席の委員については事前に御意見等を承っておりますので、これまで同様、適宜のタイミングで事務局から代読をいただきたいと考えております。

それでは、本日の議事に入る前に、配付資料等について事務局から確認をお願いいたします。

事務局：

渡邊の後任で事務局を務めさせていただきます、法務省の石田と申します。資料の確認をいたします。まず、「事務局作成資料」でございます。資料の詳細につきましては、議事の中で御説明いたします。また、会議用資料といたしまして、次回以降の日程等について記載したものを配付しております。資料の確認は以上となります。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、早速本日の議事に入りたいと思います。事務局作成資料に沿って御議論をお願いしたいと思いますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

石田です。スライド2を御覧ください。二つ目の丸のところに本日の会議の内容を記載してございます。本日は主として第8回及び第10回の検討会で御議論いただいた事項につきまして、議論の中でお出しいただいた御意見を踏まえ、改めて御議論いただきたいと思っております。

スライド3をお示しいたします。スライド3は本資料の概要でございます。三つの論点を記載しておりますが、本日の論点ごとに御議論いただければと存じます。早速論点1から御説明してまいります。

スライド4をお示ししております。論点1は、基幹データベースに収録すべき民事判決情報の範囲ということで、決定・命令を収録することの是非、それから収録の範囲等につきまして、第10回の検討会に続いて御議論いただきたいというものでございます。

スライド5を御覧ください。決定・命令について判決と種々の違いがあるという点をお示ししてございます。こうした性質等に照らして、決定や命令について広く一般的に国民に提供する意義があるのかという点について問題提起をさせていただいております。

スライド6を御覧ください。この点につきまして本検討会で御議論いただいたところ、決定・命令についても具体的な事実関係を前提に法の適用の結果を示す裁判所の判断で

あるという点においては判決と同様に考えられるという御意見、あるいは基幹データベースを構築する意義というのは裁判所の判断に全ての国民がアクセスできるようにすることにあり、決定・命令についても基幹データベースに収録した上で、重要性の判断は利用者に委ねられるのが望ましいとの御意見等がございまして、決定・命令につきましても基幹データベースに収録する意義があるという点については御異論がなかったという状況でございます。

スライド 7 を御覧ください。この決定・命令の収録の範囲を決定していくに当たっては、情報管理機関において処理・管理する情報量の増加に伴う負担等を考慮する必要があるといった御意見や、裁判所から情報を提供するための負担があれば、その点も考慮する必要があるという御意見、制度の運用開始時点では過度な負担が掛かることを避ける必要があるだろうという御意見のほか、システム開発の状況・技術水準によって変動し得るこれらの負担を考慮しつつ、柔軟な対応をすることが望ましいだろうといった御意見が示されました。これらの御意見を踏まえて、決定・命令につきましては、情報管理機関や裁判所におけるシステム開発の状況や将来的なリプレースの予定を勘案しつつ、必要性が高いと考えられるものから順に基幹データベースに収録していくということが考えられるかと思えます。また、収録の必要性につきましても、これまでの議論から視点として大きく三つ示されているかと思えます。まず一つ目として、更正決定等が正確な民事判決情報の提供等のために必要となるかどうかという視点。それから二つ目として、上告審の結果等を提供された民事判決情報に係る事件の帰すうを知るために必要となるかどうかといった視点。それから三つ目として、裁判所の判断やその過程を分析するために必要となるかどうかといった視点。こういった視点が考えられるだろうということです。一つ目及び二つ目の視点からは、必要な決定・命令を基幹データベースに収録するか、少なくとも代替手段によって情報管理機関が決定・命令に係る情報を取得する必要があるだろうというところだったかと存じます。そのほかにつきましても、提供の意義を十分勘案しつつ、情報管理機関や裁判所のシステム開発の状況に応じて、できるだけ速やかに収録するよう検討していくということが考えられるというふうに御議論いただいたかと思えます。

スライド 8 を御覧ください。こちらのスライドでは、この検討会で御議論いただいている対象としまして、令和 4 年の民事訴訟法等の改正によってデジタル化が図られる民事訴訟手続、それから行政事件訴訟手続における裁判書であるということを確認するために記載をしております。この間、令和 5 年の法改正で民事執行手続、民事保全手続、非訟事件手続等のデジタル化も図られることとなりましたが、これらは手続が非公開である等、異なる点もございまして、本検討会では直接的には検討の対象とはされていないということを記載してございます。

スライド 9 です。論点 1 を再度掲載させていただいております。以上の論点 1 について御議論をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

山本座長：

ありがとうございました。この決定・命令に関する収録の件、これまでも何回かこの検討会で取り扱っていただいたわけですが、そこでの御議論も踏まえて本日資料をお作りいただいて、再度御議論をいただきたいということですが、この点につきましては、本日御欠席の中原委員から事前に意見を頂戴しておりますので、事務局から代読をお願いいたします。

事務局：

石田です。代読させていただきます。

論点1につきまして、スライド7ページ目の下にある①～③のうち、①や②に当たる決定・命令は、データベースに収録される民事判決そのものに関する補足的な情報として収録されるのは当然であり、あくまで問題は③にあると思います。スライド5ページ目では決定・命令が判決とは異なることが強調されているようにもうかがわれますが、だからといって決定・命令を収録することの必要性、重要性が否定されるわけではなく、飽くまで裁判所のシステム開発の状況等の現時点での事情に照らして、事業開始の時点では網羅性を期すことは難しいということであると理解しております。そのことを確認すべきであるとともに、可能な限り、いつの時点で③に属するタイプの決定・命令について収録可能となるかという見通しを示すのが望ましいように思います。

以上の御意見を頂いております。

山本座長：

ありがとうございました。中原委員からは、事業開始の時点では裁判所のシステム開発の状況等もあり網羅性を期すことは難しいが、③に属するタイプの決定・命令について、いつの時点で収録可能になるかという見通しを示すのは望ましいという御意見があったわけですが、この点、裁判所のシステム開発の状況と関係するということですが、裁判所から何かこの点についてのコメントがあればと思いますがいかがでしょう。長田委員お願いいたします。

長田委員：

最高裁判所総務局の長田でございます。今御質問いただいた点、システムが最終的にどういう開発状況になって、決定・命令は搭載できるのかという御質問かと承知しておりますが、今令和7年度中に稼働させるべく、民事訴訟に関するそのシステムの開発を進めているところですが、決定と命令のデータを提供するための改修を具体的にいつ行うことができるのかというのは、現時点では未定であるという形でしか申し上げることはできません。本体のシステムを安定稼働させるためにリリースした後に、早期の実装に向けて検討を進めていきたいというふうに考えています。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、この論点1につきまして、御質問でも御意見でも結構ですので、どなたからでも御発言頂ければと思います。湯浅委員お願いいたします。

湯浅委員：

明治大学の湯淺でございます。今の最高裁の御説明に関連して追加で質問させていただきたいのですが、判決だけではなくて命令等も提供できるように今後システム改修を進める予定という御説明がございましたが、私どもが今検討している民事判決情報データベースに決定等も掲載するに当たって、その裁判所から具体的に出力される形式は、例えばテキストファイルで提供されるのかWordファイルなのか、具体的な技術的な点は私も承知しておりませんが、それは基本的には判決と同じ様式や同じフォーマットで提供されるので、そこから仮名化処理等を行うことについては、特に判決と違うやり方を当方も用意する必要はないということでのよいのか。それともこの判決とはまた違うやり方で提供される見通しであるので、命令等については処理もまた別になる見通しであるのか、現時点でお分かりになる範囲で結構ですので、教えていただけますと幸いです。

山本座長：

ありがとうございました。それでは長田委員お答えいただけますかね。

長田委員：

今湯淺委員から御質問いただいた点になります。先ほど申し上げたとおり、まだシステム開発の検討中という段階でございますので、確定的なお答えではないのですが、現在想定しているところを簡単に申し上げますと、まず判決ですが、裁判官が作成した判決書のデータを書記官においてPDFファイルにした後、特定の場所に格納して、電子決裁を経るなどして判決原本を作成するということが予定されております。このように、現時点で我々が考えているところでも、ある程度業務フローとかデータ形式、格納場所は明確にしようという形で進めております。他方で、決定・命令については、これまでも何度か御説明しているところですが、かなり様々な種類、性質のものがございます。独立の決定書というのを作成するのか否か、作成するとした場合でも、作成の方法とか、データの形式、保存の方法等も、その種類に応じて区々になるということが想定されています。具体的には、例えば一部の簡易な決定・命令等は入力フォーム方式で作成した上で、いわゆる構造化データとしてシステム上保存するということが検討しているところです。私からの説明は以上になります。

山本座長：

ありがとうございました。湯淺委員いかがでしょうか。

湯淺委員：

どうもありがとうございました。ただ今大変有益なお答えを頂いたと思っております、恐らく判決文は現状ではPDFファイルで提供される見通しになるものの、命令・決定等については、構造化されたフォーマットで提供されるのであれば、これはe-LAWSと同じでございますが、非常に後の加工性が高まりますので、それは大変有り難いことだと思いますので、引き続き可能な限りで情報提供を早めをお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

長田委員：

今申し上げた構造化データで保存するというのは、簡易な決定・命令等が一番シンプルなものは、期日指定とかそういったものは、入力フォーム方式といったもので作成することを考えているわけですが、そうではないある程度理由をきちんと書かなければいけないといったようなものについては、独立の決定書を作成する場合も十分あり得ると考えており、その場合には、先ほどの判決と同様なものになる可能性も十分あるというところはもう少し補足として説明させていただきます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは町村委員お願いいたします。

町村委員：

基本的には中原委員の書面による御意見に賛成なのですが、やはり裁判所の方で決定・命令を視野に入れたシステムを追加で作らなければならないということであれば時間が必要だろうということも理解しているところです。それにしても、文書提出命令のような、現在でも民間の判例集あるいは公式判例集にも載っているものが、この基幹データベースに載らないというのはかなりショッキングなことになりますから、その意味では、それはいずれ載せる予定ですという断り書きがぜひとも必要なところだろうとは思いますが、

その上で一つだけ質問なのですが、先ほどの事務局からの説明の中で、更正決定とか、それから上告審での上告不受理決定とか、そういうようなものというのは元の判決データにメタデータの形で付加することが必要なのではないかという御説明だったと思いますが、現在のシステムの開発の中で、決定・命令については別扱いになっているということになると、それは出発時点では可能なのでしょうか。その辺が気になるので御質問させていただきます。

山本座長：

ありがとうございます。それでは、まずは事務局からお願いします。

事務局：

大久保です。メタデータとしてどのようなものの提供が可能かというところにつきましては、町村委員御指摘のとおり、裁判所におけるシステム開発の状況等を勘案しながら決めていくことになるかとは思っておりますが、資料に記載したものについては、可能な限り開始時点でほかのメタデータと併せて情報を取得できるようにする必要があるのではないかとこのところでございます。

山本座長：

ありがとうございました。長田委員から何か補足がありますか。

長田委員：

今事務局から御説明いただいたところ、基本的に同じですが、更正決定については判決内容と一体を成すものだという前提で、判決情報の提供開始と同時に提供する方向で検討を進めています。あと、上告の棄却決定等に関するものについても、何らかのメタデータとして、判決提供と同時に関係する情報を提供していくということで開発を進めてい

きたいというふうに考えています。

山本座長：

ありがとうございました。町村委員いかがですか。

町村委員：

ありがとうございます。よく分かりました。現在の紙ベースだと、確か表紙に上訴すると記載があってというような形になっていると思うのですが、イメージとしてはそんな感じでメタデータは付加されていくというような感じなのですかね。

山本座長：

こちらは事務局からお願いします。

事務局：

大久保です。御質問の点は情報管理機関から利用者に提供するに当たり、メタデータがどういった形になるのかということかと思存しますが、その点につきましては、利用者の側でどういう形でメタデータが欲しいのかということ踏まえながら検討していくことになるかと思っております。以上でございます。

町村委員：

ありがとうございます。いずれにしても、上訴関係などだと、時を追って動くことがあるので、提供後にそれが変わるということも視野に入れたシステムが必要になるかというふうに思いました。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

弁護士の板倉です。ありがとうございます。先生方がおっしゃるように、先ほどの①、②、③の分類でいえば、①、②は何らかの形で何とか収録していただくと。③は現時点ではシステムの開発状況等で厳しいということで了解いたしました。システム改修の際には是非その拡充等について十分な予算、人員を確保した上で検討していただくと。裁判所に予算を付けてくださいと言ってくるステークホルダーはかなり少ないので、そこは全面的に、この会議でも、本当は法律の附則にでも書いた方が良いでしょうと思います。

もう一つは、こちらの論点の説明の最後にあった、保全・執行・非訟についての基幹データベースの収録の検討についてですが、それ自体はこの会議の所掌ではないというのは既に書かれているとおりでありますが、再度そちらの決定・命令等について基幹データベースに入れるのかどうか、どういう範囲で入れるのかという検討はするのだというのは、これは私しか言わなければ私の意見ということでもいいと思いますが、是非残しておいていただきたいと思います。先日成立して、施行が5年以内ですので、5年の間には検討できると思いますので。先ほどの拡大する際のシステムの改修の際に、併せて保全・執行・非訟の決定・命令等の収録についても議論するのだというのを残していただくと有り難い

などと思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは小町谷委員お願いいたします。

小町谷委員：

技術的なこととシステム開発の内容が分からないので確認させてください。判決が出た後に、例えば既に更正決定が出た、あるいはその後一体その帰すうがどうなったかという情報は、更正決定はもしかするとすぐ出る可能性はあるのかもしれませんが、上訴の帰すうについてはすぐ出るわけではないので、判決のデータがデータベースのところに格納された後に、上訴の帰すうに関する情報が、情報管理機関に提供されることになると思うのですが、後でどのように連絡されるということになるのでしょうか。そのシステム的なことが分かれば教えていただきたいと思います。

つまり判決が出た後にすぐ控訴したり上訴したりするわけではないので、帰すうが分かることが後になると思うのですね。その情報はいつ、どうやって判決と結び付けられて連絡されるのかという点です。

山本座長：

事務局からお答えいただけますか。

事務局：

大久保でございます。裁判所から情報管理機関にいつデータが提供されるのかというところは、上訴があるまでの期間や上訴審が終局するまでの期間があるため、タイムラグがあるほか、裁判所のシステムあるいは業務フローの内容によるかというところがございます。利用者への提供に当たってのタイムラグというところにつきましては、裁判所から情報を受け取るために必要なタイムラグというものはやむを得ないところかと思いますが、情報管理機関から利用者へ提供するときのタイムラグができる限り少なくなるようにシステム等を設計していくのが望ましいかというふうに考えております。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。小町谷委員、今のお答えについていかがでしょうか。

小町谷委員：

そうすると、当然のことながら出た判決に対する帰すうがどうなったかというのが分かる形のデータで情報管理機関に届くという理解でよろしいですか。

事務局：

大久保です。情報管理機関が取得する情報の内容がどういうことになるのかというのは、裁判所ともよく協議していかなければいけないなというふうには思うのですが、当然ながらどの判決に付随・関連するデータなのかということは分かるようにしないと、その先の利用者への提供にも支障を来しかねないということになるかと思いますが、その辺りは裁判所ともよく協議しながら、実際の業務フローの上で支障を来さないようにし

ていく必要があるかと思っております。以上でございます。

小町谷委員：

分かりました。もう一つ質問させてください。基幹データベースに収録するか何らかの代替手段によって、これらの決定及び命令に係る情報を情報管理機関が取得する必要があるという文章ですが、先ほどの御説明を聞いておりますと、何らかの代替手段というのは、つまり基幹データベースに収録する場合は、決定・命令がPDF化できるような文書になっている場合はそのまま基幹データベースに収録され、そうでないものについては何らかのデータで取得するという御趣旨でしょうか。

山本座長：

それでは事務局からお願いします。

事務局：

大久保です。資料の記載の趣旨としては、小町谷委員御指摘のとおりでございます。本文が収録できる決定・命令、時点についてはシステム開発の状況を勘案しなければならないとは思いますが、本文を収録できるものについては本文を収録する、本文を収録できない状態であっても、やはりここにお示したような視点から、判決と併せて提供していく必要性が高いものというのがあるかと思っております、そういったものについては何らかの代替手段、ここで記載しておりますのは、いわゆるメタデータとしての情報取得ということになりますが、そういった手段を検討していく必要があるのではないかとこのところで資料を作成した次第でございます。

小町谷委員：

ありがとうございます。先ほど御意見もありました③については、システムが安定的に稼働されないと信頼性の問題もあるので全然無理を言うものではないのですが、全く未定ということになってしまうと、それは一体いつなのかという疑問がやはりもたげてきてしまうので、何らかできるだけ速やかに収録の方向にするのが望ましいという程度の記述はしていただきたいなという気がしております。

先ほど板倉委員がおっしゃった、検討会の対象とされていない部分についてなのですが、検討会としてはもしかすると越権になってしまうのかもしれませんが、とはいえこのことについてももちろん議論はしたわけでありまして、こういう範囲でということは言えないとしても、できる限り収録する方向での検討が望ましいという形で、ある程度ぎりぎりの部分を書けないかというような印象を持ちましたので述べさせていただきました。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございます。それでは小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

先生方の問題意識と同じですので屋上屋を架すことになるかもしれませんが、2点申し上げます。1点は、メタデータという言葉が先ほどから非常に便利に使われているのです

が、恐らく事務局資料の御趣旨は、それは判決文あるいは決定文の収録という形ではなく、こうなりましたという情報を出しますという御趣旨で言っておられるのではないかと思います。もちろんそれをメタデータと言って間違いではないのですが、それは何を意味するかといいますと、今度は情報管理機関の方でユーザー向けに提供するデータベースを作る際に有益な形に組み込んでいく。端的に言うと、上訴された判決データのところに上訴審はこれこれというふうに記載される、場合によってはリンクが貼られる。こういうことをしていかなければいけないということを意味するのだと思います。情報管理機関がそれを付していくというのはそれなりにコストが掛かることですし、手作業でやるのかシステムでやるのかとか、システムでやるのであればどのようなシステムを組むのかとかいうことを考えなければいけません。それが、まして一時的な、つまり最高裁の側のシステム開発を待つ間の暫定的な措置であるとする、暫定的な措置のために逆に情報管理機関のシステム開発に負荷が掛かるというのも、何となく合理性がないような気が私はするわけです。そういう意味で、例えばメタデータとしての提供ということをするのであれば、もうそれは決定本文の収録の話とは別に、ある程度永続的にすることを裁判所側にも前提にさせていただき、情報管理機関はその前提でシステムを組むとか、そういうことを考えなければいけないのではないかと。当面2、3年の間は情報として言わば追っかけの情報で行きます、2、3年経ったらまた考えますというのでは、情報管理機関の側のシステム開発のコストが掛かり過ぎるのではないかと懸念です。それが一つ目です。

それから二つ目は、板倉先生が問題提起され、今小町谷先生も言われた点ですが、本検討会の対象外とされた執行・保全・非訟手続です。私が商法の分野にいるからかもしれませんが、例えば株式買取価格の決定に関する手続は、非訟事件手続であるとはいえ一般の判決並みに理由も書かれ、判例としての意義もあり、もっと言えば当事者もあたかも訴訟手続であるかのように争っているわけです。それから保全についても、例えば新株あるいは新株予約権の発行については、差止め本案が争われたというものをほとんど私は見たことがなく、ほとんどが仮処分形で争われるわけです。そういうもの、あえて言えば実体法の解釈に直接的に関わるようなものについては、場合によっては決定・命令に関するシステム開発と順序を逆にしても優先的にデータベースへの収録ということを図るべきではないか。そういうことであれば検討会の提言として言うこともできると思いますので、必ず何か決定・命令の話が片付いてからこの令和5年法の対象の方に行くというふうに固く考えないようにお願いができればということです。以上、2点の意見です。

山本座長：

ありがとうございました。精松さんは今の点に関連するお話ですかね。

精松委員：

はい。今の議論は、非訟事件手続等の決定についても先例的な価値があるので公開すべきではないかという御趣旨であったかと思います。この検討会自体は、令和4年法律第48号の民事訴訟法等の一部を改正する法律によって、令和7年度に向けてデジタル化が

図られる民事訴訟事件の手續における判決等の裁判書について基幹データベースへの収録を検討するものと承知しております。他方、家事や非訟事件のデジタル化法の施行時期や、システムの整備時期は、今御議論いただいている民事訴訟事件のデジタル化の時期よりも後になりますので、まずは当初から対象としている事項に御検討を集中させて、非訟事件の決定等の扱いについては、将来の課題と位置付けるべきではないかと考えております。非訟事件については、非公開の手續であり、公開を原則としている訴訟事件とはその性質を大きく異にするというところが出発点とっており、こうした当事者の利益を踏まえた慎重な検討が必要ではないかと考えております。先ほど御指摘いただきましたように、現状でも個別の事案によって、先例的な価値が高い一部の決定等につきましては、雑誌社ですとか研究者の方に提供されることもあるかと考えていますが、非訟事件については、そもそも法律上非公開の手續とされていて、実際にも手續の内容等が公開されないということを前提として秘匿性の高い資料が提出されたり、決定等の内容にもそういった秘匿性の高い内容が含まれる場合があると考えております。こうした決定等が全て公開されて秘密が公になるということを恐れた当事者の方から裁判資料の収集が困難になる可能性がないかということなども考慮する必要があると思っております。そのような意味では、全件を公開することによる弊害が生じないのかなどの慎重な検討が必要ではないかと考える次第です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは山田委員お願いいたします。

山田委員：

ありがとうございます。私も今までの先生方の御意見と基本的には同一でございます。先ほどのお話に戻りますと、①及び②については何らかの方法で開示をすることは当然ですが、③につきましても、やはり判例を形成しているという点と、例えば文書提出命令等との関係では、国民の側で証拠保全、証拠開示等をどこまでしていくのかを考慮する必要があり、その意味でも国民一般に広く知らせていただくべき情報と思います。これも基幹データベースに入れるのがデフォルトだということを、再々度かもしれません確認させていただきます。その上で、現在どうしても無理だと、リプレースする時期でない無理だということも了解いたしました。これも先生方がおっしゃったことと同じですが、やはりこの検討会の取りまとめの際には、収録を遷延せざるを得ない事由ですか、あるいは当該事由が解消したときに収録をするといったことについては、できるだけ具体的に明記をしていただく、あるいは運用開始後に何らか第三者によるモニターをするような仕組みがあればより良いかと思いますが、そういった形でフォローすることなども入れて意見を出していただけると大変有り難いなというふうに思っております。差し当たり以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは巽委員お願いいたします。

巽委員：

全体的な方向性はこれまでの先生方と同じですので、1点のみ申し上げますと、私が何度も申し上げている行政事件訴訟法上の仮の救済の手續の決定に関しては、度々話題に出た文書提出命令と、少なくとも行政法の界限では同程度以上に重要性をもって受け止められているものでありますので、こちらは今後具体的な検討を進めていただきたいと思っております。結局、決定等についてデータベースに入れるかどうかというのが、事件ごとに決定の作られ方、公開・非公開の別、公表の仕方などが様々であるので、一概に決められないということであるとすると、逆に言えば決定手續を類型化して、この類型のものはいけるというような形で、分解して個別に議論するということは可能だということだと思いますので、この検討会の取りまとめとしても、決定の類型に応じた具体的な検討を今後は進めていくべきだと、その程度のことまでは是非お書きいただきたいなと思っております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは宍戸委員お願いいたします。

宍戸委員：

東京大学の宍戸でございます。今まで中原委員の最初のペーパーで指摘があり、また巽委員まで御指摘いただいたことと結局同じことのような気がしますので、簡単に申し上げたいと思いますが、これまでも御議論がありましたとおり、憲法上公開が義務付けられている判決、またそこで判決の対象となると想定されてきた訴訟の事件と、それから決定・命令の対象となるようなもの、非訟事件等について、その性質に違いがあるということは、これは確かだろうと思えます。ただ、我々が議論していく中で、民事裁判情報をデータベース化し、最終的に公開したり、利用機関に提供していくことの意義が、デジタル化の中で司法をより国民に近づけていく、DXを進めていく上で非常に重要なことであるという認識に立って議論してきた結果として、全く更地の議論ということではない。また、非訟事件についても今巽委員がおっしゃいましたように、その中には判決と同程度に重要な先例性を持ったり、広く国民が知るのにふさわしいものを現に様々な形で国民の目に知れるような形になっているものもある。他方、裁判所から御指摘がございましたように、憲法上公開が義務付けられていないというだけではなくて、実質的な意味で、当事者の方が公開を望まないことに正当な利益がある、あるいはその決定の手續の類型の性質上、データベースに入れることにふさわしくないものがある、それは両方あり得るわけでございます。全体としては入れられるものは入れるという方向で、では何が入れられないのか、そしてこれはどうして入れるのがふさわしいのか。それは民事判決情報の提供の裁判所における在り方、また、管理機関におけるデータベースの組み方にも関わりますので、検討をやはり早急に進めていくべきだということを議論の取りまとめとしてお書きいただき、進めていただくのがよろしいのではないかとと思っております。私からは以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。論点1につきまして、おおむねよろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。本日もかなり詳細な御議論をいただいて、更に議論が詰まってきたかと思えます。私が伺った限りにおいては、この決定・命令の収録の範囲につきましては、この資料で言うところと7ページ目ぐらいのところですかね、①から③までに分かれていて、①及び②にかかるようなものについては、このデータベース化の開始と基本的には同時に何らかの形で情報管理機関にデータが送られるということで、そのほか③に当たるような決定・命令を中心としてということかと思えますが、提供の意義は認められる一方で、やはりそのシステム開発の状況等もあるので、ここではできるだけ速やかに収録するよう検討するということになっておりますが、この会議においては基本的にはあまり御異論はなかったのではないかと認識をしております。ただ、更に進めて、事件類型に応じて考えていく必要があるのではないかとか、あるいはこれができるだけ速やかに一定の見通しみたいなものを出す、あるいはそれをモニターしていくというようなことも必要ではないかという御意見も本日は出たかと思えます。それから、資料の8ページ目にあるところの、この検討会の直接の対象とはならない執行・保全・倒産・非訟・家事等々のものにつきましても御意見を頂いて、基本的にはこれらについてもそういう判例的な価値があるもの、あるいは実体法の解釈に影響を及ぼすもの等々があるので、このデータベースに収録していく必要性は高いのではないかと、できるだけ速やかにその検討を行っていくべきではないかという御意見があったかと思えます。ただ、他方では、これらの手続は非公開の手続であって、また自主的に見ても関係人のプライバシー等に関わって、そういうデータベース化は望まれない部分もあるという御指摘もあったかと思えますので、恐らくこれは本検討会とはまた別の形で詳細な議論がなされる必要があるということなのかと思えますが、本検討会のまとめについては、本検討対象とはされていないというだけではなくて、もう少し何か自主的なことを書くべきではないかという点については多くの委員からの御指摘があったということかと思えます。私自身が伺った限りではまずそういうことなのかと。次回以降、取りまとめに向けた最終報告書の作成に向けた議論をしていただくことになるかと思えますので、この中に更に何かあれば伺いたいと思えますがいかがでしょうか。今日の段階ではよろしゅうございましょうか。それでは、また今日の御意見を踏まえて、今申し上げた取りまとめの案というのを今後事務局が作っていただいて、それに基づいてまた御議論いただく機会があるということですので、本日の段階ではこの程度にさせていただければと思います。ありがとうございました。

それでは、引き続きまして論点2、適切な仮名処理の在り方についてというところですが、これについて事務局から資料の説明をお願いいたします。

事務局：

石田です。スライド10ページ目を御覧ください。論点2、適切な仮名処理の在り方に

ついて、第 8 回の検討会に引き続いて御議論いただくものです。デフォルトルールとして、このスライドの素案①から⑤までにありますものを仮名処理の対象とするというものを示しまして、これをベースに御議論をいただければと考えております。

スライド 11 を御覧ください。仮名処理の在り方について、まず検討の視点等ということで記載してございます。スライドに記載しておりますような民事判決情報を提供することの意義を踏まえ、裁判所の判断、それから判断に至る過程を分析できるよう、具体的な事実関係を読み取ることができる状態にする必要があるだろうというふうを考えられ、仮名処理対象の情報の検討に当たっても、このような必要性を念頭に置いて検討することが必要だろうと考えられます。これまでの御議論の中では、訴訟関係人のプライバシー保護の観点から、個人の氏名の全部、それから、住所及び生年月日については一部仮名処理の対象とすると。また、不正利用による財産的被害、その他の被害を防止するといった観点から、電話番号、クレジットカード番号等の情報について仮名処理の対象とするということについては、おおむね異論がなかったところかと承知しております。もっとも、住所や生年月日については、どの範囲を仮名処理の対象とするかという点について、利活用の在り方は多様なものが考えられるということを前提に検討すべきであるという御意見がございました。これを前提に、まず、訴訟関係人の氏名についてということで、丸の二つ目を御覧ください。訴訟関係人当事者等の氏名につきましては、個人のプライバシー保護の観点から仮名処理の対象とする必要があるだろうと考えられます。これに対し、裁判書を作成した裁判官の氏名につきましては、裁判官の私生活に関わる情報が記載されることがないということ、それから、現状において活用されている裁判例の状況や慣行等を踏まえ、裁判官の氏名については仮名処理の対象とする必要はないだろうというふうと考えられます。

続いてスライド 12 です。では訴訟代理人の氏名についてどうするかということをごちらのスライドに記載しております。一方では、本検討会においても訴訟代理人に対する業務妨害等の懸念があるのではないかという御指摘もありました。また、訴訟代理人の氏名につきましては、裁判所の判断やその判断の過程に影響するものとは考え難いという点もあり、仮名処理の対象とするということも考えられるのではないかと思います。その一方で利用者にとっては、訴訟代理人の訴訟活動やその結果というものは有益な情報となり得ること、代理人・弁護士職務を離れた私生活上の情報にわたることが裁判書に記載されるというのは想定しがたいこと、そのほか現状のデータベース事業者による取扱い等の状況も踏まえ、訴訟代理人の氏名については仮名処理の対象としないということも考えられるのではないかと思います。この訴訟代理人の氏名の仮名処理の可否という点について小論点 2-1 として御議論をお願いしたいと考えております。

スライド 13 を御覧ください。訴訟関係人の住所についてです。プライバシー保護の観点と社会調査の基礎とするという必要性等を勘案すると、都道府県より小さい行政区画を全て仮名処理するというのではなく、市、郡、あるいは東京都の特別区、これよりも小

さい行政区画について、仮名処理の対象とするということをデフォルトルールとしてはどうかということで御議論をお願いしたいというのが小論点の 2-2 になります。また、訴訟関係人の生年月日につきましては、確かに生まれた月日の情報が裁判所の判断を理解する上で必要な情報となる場合もあるかと存じますが、デフォルトルールとしましては生まれた年までを示し、月日以下は仮名処理の対象とすることが考えられるのではないかと、この点を御議論いただきたく小論点の 2-3 として設定しております。

スライド 14 です。そのほかの情報、電話番号、メールアドレス、クレジットカード番号等につきましては、不正利用による財産的被害、その他の被害のおそれがあるという一方で、これらの情報そのものが裁判所の判断に当たって重要な情報になるということは直には想定し難いということから、これらについてデフォルトルールとしては仮名処理の対象とするということが考えられるのではないかと思います。

スライド 15 です。論点 2 を再掲してございますので、この点について御議論をお願いいたします。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、この論点 2 の仮名処理の点、これもこれまで繰り返し御議論いただいて、かなりのところでコンセンサスができてきているというふうに理解していますが、今回は特に小論点とされている訴訟代理人の氏名、あるいは市・郡より小さい行政区画、さらに生年月日のうち月日の情報といったようなもの。やや細かな論点になろうかと思いますが、どう考えるかということが事務局からの問いということになります。もちろんそれ以外の点でも結構ですが、どの点からでも御質問、御意見を頂ければと思います。米村委員お願いします。

米村委員：

論点 2 に関してはいろいろと論じるべきことが多いかとは思いますが、私の方からは言及するのは 2 点になります。まず、②の住所の点については、以前の会議で、住所に関して都道府県名のみでは足りないのではないかという意見を申し上げたと思います。この点が改められて、市・郡までは記載されるという形になったというのは大変よかったですと思っておりまして、この点は現状の案に賛成させていただきたいと思います。

その上で、少しコメントをさせていただきたいのは③についてです。この点、私は結論的には生年月日のうち月日を仮名化の対象にしてしまうのは行き過ぎではないかと思っております。少なくとも月の情報はあった方が良く考えております。ただ、この点は生年月日のみを単体で取り出して議論すべき問題なのかどうかということを含めて、私の方で前回以降考えを深める中でだんだん疑問に思えてきたところなんです。と言いますのは、様々な事案によって温度差があるかもしれませんが、私は不法行為法を中心的に研究しておりまして、不法行為訴訟の場面を考えますと多いのは、いわゆる何らかの事故が起こって被害者が死亡に至るというような場面であり、事故の発生年月日、病院への入院の年月日、最終的に死亡した年月日などの年月日情報が判決中に記載される場合が

多いのですが、それらは全て被害者の個人情報に当たり得る年月日情報であるわけです。それらを一切仮名化の対象とせず、生年月日のみを仮名化の対象とするというのは、私からするとアンバランスであるように思われ、他方で、それら全てにつき年しか示さないということになると、とてもではありませんが事実関係の把握に必要な情報が大幅に不足してしまうことが明らかなわけです。以前の会議で私の方から、未熟児網膜症訴訟のような例があるということを示し上げたと思いますが、未熟児網膜症訴訟だけではなく、産科医療に関する医療過誤訴訟等では全般的に新生児の出生年月日が記載されることが一般的でして、それは前後の事実経過の中で、何年何月何日に子を出生するに至ったというようなことが書かれるわけです。その前後の妊婦さんの入院年月日、産後の退院年月日、あるいは転院があった場合は転院の年月日など、関連事実の発生時が全て月日まで出ているのに、子の出生時点だけが年のみの記載になっているというのは極めて奇妙で、そのような仮名化の仕方は意味がないばかりか、むしろほかの年月日の扱いの不十分さを際立たせることにもなりかねないように思います。そうすると、生年月日の問題を単体で取り出すというよりは、個人に関わり得る年月日情報の仮名化の在り方としてももう少し広く視野を取って議論すべき問題なのではないかという気がしており、その中で生年月日情報をどのように扱うのかということも御検討いただきたいと考えております。以上です。

山本座長：

ありがとうございます。今の米村委員の御意見ですが、私の理解では、この生年月日というのが特に取り上げられているのは、個人識別情報という観点から、その個人を識別する際に住所とかとともに生年月日というのが使われることがあるということに鑑みてこの点が取り上げられているように理解しているのですが、米村委員の今の御意見は、より広くいろんな年月日の情報というのが個人に関わるという、その点の御指摘はそのとおりだと思うのですが、それはやはり個人識別情報という観点から隠すべきだというふうにお考えなのか、あるいはもう少し広い論拠に基づいているということになるのですかね。

米村委員：

もちろん、個人情報だから隠すべきだということになっているのは当然だと思います。もともと、全ての個人情報が仮名化の対象になるわけではなく、個人情報の中で、この情報は特別に重要なので仮名化処理の対象にする、この情報はさほど重要でないので仮名化の対象にしない、という差別化を図るというお考えなのだとすると、その差別化の基準は何なのかということをお私に問題にしているということですが、生年月日が実際上個人を識別するために不可欠な情報として使われることが多いのは事実だと思いますが、それと特定の判決情報の中で生年月日という情報の果たす役割との間には食い違いがある場合も当然あるわけで、それを無視して生年月日情報だけ一律仮名化、それ以外の年月日情報は一律仮名化なしというような扱いにすることが合理的なのかということをお、問題と

して提起させていただいたという次第です。以上です。

山本座長：

ありがとうございます。よく御趣旨は了解できました。それでは板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

ありがとうございます。私は、五つぐらい論じるべきところがあるかなと思っているところがありまして、一つは、訴訟代理人の氏名は御提示のように公開でよいと思うのですが、似たようなものとして行政機関等について職務上代理する指定代理人がおられます。こちらをどうするのかという問題。それから、同様に判決中に公務員の氏名等が出てくる場合がありますので、こちらをどうするのかという問題。さらに、それも近いものがありますが、公的機関の代表者名等をどうするのかという問題で、国が当事者になる場合は法務大臣が出てくるわけですが、法務大臣の名前を消してもしょうがないと皆多分思うと思うのですが、結構広い問題があり、ほかの大臣もいいかなと思いつつながら、例えばそれに近いような半分公的な機関とか、独立行政法人の代表理事とか、それは名前を出すのかという問題があると思います。ここまでが代理人のバリエーションの問題で、私としては、指定代理人は全部出してしまってもよいのではないかというふうに思います。情報公開では幹部以上は出るというような運用でやられていると思いますが、情報管理機関では幹部を調べていられない。情報公開の場合は1件1件判断して墨塗りするわけです。他方、別に指定代理人は当事者ではなく単に職務として担当されているだけですので、出してしまってもいいかというふうに思います。

判決中の公務員の名前というのは結構難しいのですが、多分今、データベース会社は関係なく匿名にしていると思いますが、これをどうするかは私も指定代理人ほど簡単に全員出していいとまで言い切れないので、御議論をいただければというところがあります。公的部門の代表者名は、私は純粋な公的機関、要するに国の行政機関と地方自治体は出していただいて、残り独立行政法人等の中間的なものはあまり名前が出ることに意味があるわけではないのでいいかなというふうに思いました。ここまでが代理人と公職シリーズです。

それからあと二つあるうちの一つが、書籍や論文の著者名です。これはあまり消しても意味がなく、我妻先生はまた次の論点にも関係しますが、例えば塩野先生の名前が出てきたとして、匿名にする意味があるのかというと、それはどちらかという法理論の根拠として出てきている話でしょうから、これは消さなくていいかというふうに思ったりします。

それから最後に、これは湯淺先生がおられるので湯淺先生に振るだけなのですが、死者の氏名をどうするのかという問題があり、そしたら織田信長は消すのかと。織田信長は多分消さないでいいと思うのですが、では事件で亡くなった方は死者だから消さなくていいのかというと、それもやり過ぎだということがあるので、ここでは生存するという個

個人情報保護法の要件は特段書かれていないので死者も入るかと思いますが、あまり古いものを匿名化するのも変な話ですし、他方でその事件で亡くなっているのに亡くなったから匿名にしないと云ったらめっちゃめっちゃな話な気がしますので、これも御議論いただければと思います。たくさん言ってしまうましたが以上です。

山本座長：

ありがとうございます。多様な点について御指摘いただいたかと思いますが。それでは続いて小町谷委員をお願いします。

小町谷委員：

私は、訴訟代理人の方と、先ほど板倉委員が言われた指定代理人の件について意見を言いたいと思います。まず、訴訟代理人の方は、資料を頂いてから一応弁護士会でどんな業務妨害のことがあるのかというのを分かる範囲でいろいろ見てみたのですが、私がそうした委員会に所属しているわけではないものですので、具体的な事例を把握ができなかったもので、裁判書が公開されることによって訴訟代理人の業務妨害が起きた事例があるのか、あるいはそういう例はなく、例えば記者会見をしたことによってこの事件の代理をしているのはこの訴訟代理人なのだということが分かっている最初から特定されているのか、いろんな事案が考えられるような気がいたしました。結論的には、今データベースで提供されている場合には、訴訟代理人はほとんどそのまま名前が出ていると思うんですね。そうすると、情報管理機関のところでそこを消してしまっ、利用する方々の方に流れていく最初のところで閉じてしまいますと、公開される何か糸口がなくなってしまうので、これは開けておいていいのではないかと感じました。ただ、先ほど申し上げましたように、具体的な訴訟代理人の業務妨害という実態が私の方で把握できていないので、中間取りまとめをした後にパブリックコメントをされるわけでしょうから、その時に何らか懸念点があるならば、恐らく弁護士会等から意見が出ると思いますので、それでももしも調整する必要性があれば、その時点ですればいいのかなと思っております。

あと、指定代理人なのですが、情報公開法の規定との平そくから言いますと、公務員の一定職以上は当然情報公開法の対象文書の場合は公開になっています。恐らくその一定職以上かどうかということを経営管理機関で判定できないということなのだと思うんですね。それで一律出さないというような考え方になるのかもしれないのですが、やはり指定代理人というのは、行政事件をしている人にとっては誰が指定代理人なのかというのは結構重要な情報であって、これが匿名になると差し支えがあるので、指定代理人も一律公開でよいのではないかと考えております。一定職以下の方も入ってくるので、情報公開法よりも広い形になるのですが、それでも基本的にこの民事判決のデータベースの公開というものの趣旨、あるいは憲法の裁判の公開のところから結び付けていけば、ここは一律公開でよいのではないかと考えております。

あと、最初の第1の論点で、私が控訴とか上訴といった決定及び命令に関わらない情報の提供について述べて混乱するような言い方をしまして申し訳ございません。以上でござ

ざいます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは町村委員どうぞ。

町村委員：

代理人・弁護士については当然公開ではないかと思っておりますが、実際に問題となるのは業務妨害のおそれですね。具体的に弊害がある場合に、現在の判例集でも隠している例はあると思うのですが、この後の論点で出てくる事後的是正措置で具体的に業務妨害があつて悪影響があるということであれば、やはりその段階で隠すということもあり得るかというふうに思いました。ついでに言ってしまうと、板倉委員がおっしゃっていた歴史的な人物とかそういうのも非公開にデフォルトとしたとしても、事後的是正措置で公開に変えるという可能性は残されているでしょう。

それと、論点の中には特に出てこなかったのですが、代理人というと船長さんも一応代理人になるので、それは非公開となるべきかと思うのですが、逆に当事者で管財人が当事者になっているようなケース。それは弁護士が代理人になっているのとほとんど変わらないわけでありまして、実質的に利益状況としては公開をデフォルトとすべきです。この点は事前の打合せのところで、事務局としては、当事者としてその判断に影響があるわけではないので、これは非公開の方向でというふうに整理されているというお話を伺いましたが、しかし、いわゆる職務上の当事者の全部に広げるかどうかはともかくとして、破産管財人、倒産手続の管財人などが訴訟当事者になるような場合には、それも一つの重要な情報なのではないかというふうに思って、皆さんの御議論をいただきたいところだと思います。

それと、鑑定人とか、それから今後は出てくるかもしれないアマカス・キュリエですね。第三者の意見陳述なんていうのは、ひょっとしたら有名な弁理士さんが意見を言ったりして、それが重要な訴訟資料になったりすると、そういったものが判決中に登場するということもあるかもしれません。先ほどの著書の著者名をどうするかという話とひょっとしたら近いものがあるのかもしれませんので、それも検討の対象になるのではないかとというふうに思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは鹿島委員お願いいたします。

鹿島委員：

ありがとうございます。主に訴訟代理人の氏名の仮名処理についてなのですが、司法書士の中でも意見が様々ある部分ではございました。民事判決情報データベース化の目的とか方向性というものによっても扱いが大きく変わってくる部分ではないかと思っておりますが、例えばこの資料の記載のような判決情報の公開が、司法の透明性であるとか、公平な裁判という点に重きを置くのであれば、代理人氏名自体というのは、判決の内容に影響を及ぼす情報ではないと考えられるので公開は不要ではないかという意見もありま

したが、一方で広く様々な分野での利活用という点を考えますと、代理人の氏名を公開することで、司法アクセスに関する調査研究の資料となったり、特定の事件をたくさん扱っている代理人に依頼をしたいというような国民のニーズに応えることができるのではないかと考えています。ただし、代理人氏名を公開することによって、例えば弁護士とか司法書士という代理人氏名が分かれば、各職能団体のホームページ等で登録情報を検索することで容易に事務所の所在地が分かり、人によっては事務所所在地イコール住所地という方もいらっしゃるし、各士業事務所が裁判所や官庁のような厳重なセキュリティが敷かれているわけではないかと思しますので、裁判官の氏名が公開されることとはやはり違う側面があるのではないかというところは感じております。先ほどから御議論いただいているような各種の代理人の氏名というのを仮名化しないのであれば、例えば利活用の部分で、個人名部分についての記載に関しては何らかの規制があると良いのではないかというような意見もございました。

あと、論点2-2の都道府県のところについてなのですが、個人的には御提案の内容で差し支えないと思ってはいたのですが、やはり市区郡の人口というのは都市部とそれ以外の地域というので大きな差がある点には留意すべきだと考えております。東京、大阪といった人口の多い大都市圏では、市区郡を記載しても直ちに個人の特定にはつながらないと思うのですが、例えば北海道ですと、人口が数千人という地域もございますので、その中で特定の職業や疾病という情報を組み合わせると容易に個人が特定できる場合もございますので、論点3にあるような情報管理機関での事前の仮名処理というものが必要になるかと思えます。通常、個人住所というのが判決の理解のために必要となることはないと考えられますので、やはり個人の特定のリスクと情報価値のバランスを考慮する必要があるかと思っております。このように考えますと今後、今の時点で想像がつかないような様々な利活用を想定するのであれば、AIによる学習データとして使用したり、ビッグデータとして利用する場合に、利活用する情報というのはなるべくマスキング部分というのを少なくして、従来のスキームで言う利活用機関において適切なマスキングをした上で、個別に提供するというよりは提供の段階によって仮名処理を加えていくという手法も考えてもよいのではないかと考えております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは増田委員お願いいたします。

増田委員：

私も様々なお立場からこの件について御意見があるということは承知しております。私の立場から言いますと、やはりそもそも裁判の公開ということについて、国民が正しく理解しているかというところとそうではないということと、それから将来の公益のために必要だということも併せて理解が十分されていないということがありますので、やはり裁判をすることのハードルが低くあるべきだというふうに思うところからすると、個人のプライバシーの観点から幾つかの意見があります。

例えば住所に関しましては、やはり今先生がおっしゃったように人口が少ないところもありますので、そういうところだと事業者名とセットで調べればどこの誰ということが分かるということも当然あり得ますので、その点については反対をしたいと思うのですが、調査・研究のために必要であるということであれば、何らか工夫をしていただく必要があるかというふうに考えております。

それから生年月日について、先ほど先生の方から御意見を頂きまして、やはり研究のために必要だということは分かるのですが、乳幼児とかそういう場合には月日まで必要なケースもあろうかとは思いますが。生命の安全性とか、薬であったり、遊具の危険性とか、そういうことを検討するような場合は必要があるかと思えます。ただ、多くの場合はあまり必要ではないかとも思うところがあります。それをどうしても必要とするケースについて検討していただきたいと思っております。それと、訴訟代理人につきましては、消費者事件なのですが、やはり消費者が弁護士を選ぶというのは難しく、相談員としても非常に悩みます。個人を御紹介したいときもありますが、できないという状況がありますので、やはりどういう裁判をしてどういう主張をされているのか、それが結果どうなったのかということは非常に重要な情報だというふうに思っていますので、可能であれば公表していただくことを望んでおります。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは小塚委員をお願いします。

小塚委員：

あまりもう発言しないでおこうかと思っていたのですが、板倉先生が非常に議論の幅を広げられたので申し上げないわけにはいけなくなりました。それで、二つのことを申し上げたいのですが、一つは、かねてから私は発言しているつもりなのですが、いわゆる公人については、個人であってもやはり氏名が公開されるということは受忍すべきではないかというふうに考えておまして、板倉先生が挙げられたカテゴリーのうち、いくつかのものはそれに含まれるのではないかと考えます。それ以外にも例えば政治家等々で、これは裁判の公開の中には司法の作用に対する、非常に抽象的な言い方をすれば民主的な統制というのが含まれていると私は考えていますので、そういうことで言うと、例えば特定の政党とか特定の政治的立場の人に対して偏った判決が行われていないか、私はそういうことが行われていると主張するものでは全くないのですが、行われていないかということがチェックされ得るとというのがやはり一つ大事なところでありまして、そういう意味で政治家などは氏名が公開されるという処理が望ましいのではないかと考えております。

それから二つ目は、板倉先生に言われて初めて思い至ったのですが、確かに死者のうちの歴史上の人物については非公開とすることに何の意味もない。そのとおりでろうと思えます。他方で、やはりそれを死者という形で切ってしまうと、またそれはそれで公開するのが不適切なものが多数出てくるということだと思えます。問題は、これらの個別の事

案について公開すべきかどうかで判断しようと思えばできますが、それをこの民事判決データベースの情報管理機関を通じた公開というシステムの中でどう受け止めるかということであると思います。

やり方は要するに二つありまして、一つは歴史上の人物とか公人とかそういう、やや抽象的な基準ですが一応基準を作り、そして今ふたかぶせについては機械的な処理をするという前提で話が進んでいると思いますので、一応それができるところまでは学習をしてもらい、そして人力によるダブルチェックでもって万全を期すというやり方が一つ。

もう一つのやり方は、例えば今回の素案程度のざっくりした形で、個人の氏名であれば織田信長であろうと一旦は非公開にすると。その上で、利用者からの申出という論点3に出てくる事後的是正を広く使って、ここは開けてくれという形の、論点3では恐らく非公開にしてくれという使い方が主に想定されているのですが、逆にここは実質的に非公開にする根拠はないので、公開してくれという申出を受け付けると、こういう形で処理する。この二つのやり方があって、それぞれどこに負荷が掛かるかということが変わってきますし、件数を想定してどちらの方が結局効率的かということにも関わってきます。私は、筋論としてはもう少し論点2のところの素案よりも、今日出たいろいろな論点について基準を作る方が筋論としては正しいのではないかと思います。システムの運用の効率性という観点から言うと、実は今申し上げた第2の方法である事後的是正を活用していくという方でも良いのではないかと。その場合には、くれぐれも是正に際して、この素案にあるような一般的な基準、デフォルトルールによればこうだから請求は認められませんというような、例文棄却みたいな扱いをしないということを合意しておいた上で、事後的是正で対処していくというのも一つのやり方かと感じております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは湯淺委員お願いいたします。

湯淺委員：

ありがとうございます。先ほど板倉先生から振られてしまいましたので少し意見を申し上げたいと思うのですが、個人の氏名の全部を仮名処理するというのは原則的には生存者に限定すべきであるというのが私の考え方です。ただ要するに、これは先ほど小塚先生も御指摘になったように、どれくらいコストを掛けることができるのかによって相当左右されますので、例えば亡くなった方のうち、歴史的な人物とそうでない人を識別する、そのチェックをするというところへのコストはそんなに掛けられないとします。かつ、むしろプライバシー保護の方の利益を重視すべきだということになってくると、生存する、生存しないを問わずに、個人の氏名の全部は裁判官を除いて仮名処理すべきだということになります。確かにいくつか難しい点がございまして、まず、ある方が亡くなったということを確認する法的な手立が意外と難しいわけですね。これはいわゆる本籍地自治体への照会が必要で、かつそれは法的な根拠が必要になります。ある人物が生存者か死者であるかの区別について厳密を期そうと思うと、本籍地自治体照会をどう考えるかとい

うところまで見ないといけない。

もう一つは、ある自然人が亡くなっているのかどうかというのを氏名だけで判断することが適当かという問題で、例えば元総理大臣の田中角栄氏については昭和史の歴史的人物になりつつあると思う反面、まだお子さんたちも生存しているわけですね。かつ、田中角栄という名前の方は世の中に何人かいて、生存していると思います。なので、その氏名という情報だけで、ある人が生存している、していないということを判断するという事は、それなりのリスクがあるということです。したがって、やはりプライバシーの侵害の危険、あるいは生存する親族の個人情報の保護の方がむしろ利益として上回るということなのであれば、逆に原則個人の氏名の全部は仮名処理をするとし、適切な期間、それが50年なのか30年なのかは検討を要すると思いますが、適切な期間終了後は仮名処理を外すことも可とするという運用にせざるを得ないかと思います。

ただ、御参考までにということなのですが、亡くなった方の氏名や個人情報やプライバシーの取扱いは、いわゆるヨーロッパ型とアメリカ型でかなり差が開きつつあるように感じるわけでございまして、顔写真とか名前とかを、いわゆる有名人やセレブリティではなくても、財産権的に取り扱って保護するという方向がアメリカの州法等では見られるわけですね。他方でヨーロッパでは、GDPRは一応保護対象を生存者に限定しているものの、各国の法で独自に定めることは特に否定しないということですので、いわゆる遺言型を取るところとか、生存する親族に決定権を委ねるとかいくつかパターンがあるわけです。

したがって、この死者の問題というのは、この研究会ではもちろん暫定的に結論を出さざるを得ないものの、現在進行形の問題ですので、現時点で確定的な方針を示してしまうということも難しいのではないかというふうに思っております。長くなりましたが以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは杉村委員お願いいたします。

杉村委員：

先ほど町村先生の方から問題提起がございました破産管財人について一言御意見させていただきたいと思っております。事前に日弁連として検討しているわけではないのですが、日弁連では破産者マップの破産された方の個人情報というところについてはいろいろと検討が必要だと考えているところがございます。その中で、法人が破産者である場合の管財人が明らかになるというのはあまり弊害とかが考えられないのかもしれませんが、自然人がということになった場合に、その係属裁判所であったり、破産手続開始の日にちであったり、管財人の氏名が明らかになることによって、官報公告によって容易に個人の特定制というのが可能になってしまうのではないかと思います。官報についても電子官報の動きなどもございまして、その官報情報へのアクセスなども更に容易になっていくかもしれないという中で、個人の特定制の危険が管財人の氏名が明らかになることによってある

のかなど。あとは、管財人は裁判所が選任しますので、一般の方が申立て段階で管財人を希望するというのはできないわけですので、そういう意味では個人のニーズというところよりも、破産者の特定というところの方に少し重きを置いていただいた方がよいのではないかと思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは岩田委員お願いします。

岩田委員：

ありがとうございます。この論点について、経団連の方を通じて数社に確認をしております、特段のコメントはないのですが、訴訟代理人の氏名については、一般的には企業にとっても代理人選択の際の参考にはなるとお思いますので、開示はしていただいた方がよいと思います。先ほどの議論でも出てきましたが、もし不都合等があれば事後的な対処で対応する形が良いと考えました。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございます。それでは宍戸委員お願いします。

宍戸委員：

ありがとうございます。私は少し違う論点と申しますか、冒頭に米村先生からお話があったところにやや戻るような気がするのですが、問題となっているもののうち、②、③とございますが、今お話がございましたその行政区画の情報について、若干どうしたらよいかと思っているところがございます。例えば東京都文京区、そこから先ほど本郷であるとか小石川であるとかはやらないというときのやり方として、東京都文京区××、××という、いずれも××とするのか、東京都文京区 A 町あるいは東京都文京区 B 町というふうにそれぞれ仮名化して、それで違うものであるということを示すということがあり得るように思います。また、そのことが判決の内容を理解する上で有意である場合とそうでない場合があるように思います。こうやって考えていきますと、とにかく仮名化するという話と同時に、その仮名化の具体的なやり方として、全部丸めるような感じにするのか、違いを分かるような形で残すのか、この辺りは少し詰めた方が良くいかと、あるいは具体的に管理機関において御検討いただいた方が良くいかと思ったところでございます。同じことは生年月日の月日も同じでございまして、すぐ私でも思い付きますのは、1月～3月なのか、それとも4月～12月なのかによって、学年あるいは定年退職の時期が違うとかいったところがありまして、そういった意味ではここが有意な情報であることは当然にあるでしょう。ただ、それをどう示すのかというのはまたあると思います。いずれにしても、これら仮名化をすると、プライバシーとの関係で守ったことになる、守ったことにならないというのは必ずしも分からなくて、仮名化の方法にもよるでしょう。あるいは、有意な情報を残すやり方として、プライバシーに配慮しつつ仮名化の方法で対応できる部分もあり、およそ仮名化が良くないといった部分もあり得るかと思しますので、その辺りも含めて御検討いただいた方がよいのではないかと。この場で決め切れないことは管理機

関によく検討いただくということかと思っております。以上です。

山本座長：

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。小町谷委員どうぞ。

小町谷委員：

一点だけ申し上げたいのですが、この仮名化をしていく作業の中で、AI を用いながらというのはもう前提の話になっていると思うのですがけれども、当然その後情報管理機関において、人の目を通して仮名漏れがないかなどを確認していく作業が入ってくるのだと思うのですね。そういたしますと、先ほど増田委員が述べられた、もしも例えば地域性のあるもので、市・郡より小さいところよりも前のところを出すとかなり特定される可能性があるとか、そういったことを人力でしているときに補正をしていくのかどうかという論点があるような気がするのですね。もしもそこで、つまり仮名化の基準をきちっと決めていて、もうそれから動かさないというふうにするのか、ある程度情報管理機関のところではAI を使った後に人力で若干補正をするのかによって柔軟に動けるかどうかというのは変わってくるように思います。とりあえず何らかの方向性を出さないことには、情報管理機関自体も判断に困ってしまうような気がしまして、ある程度この検討会ではベースを示しつつも、若干の検討を情報管理機関に委ねるのであれば、情報管理機関で人力が多くなるのであれば予算が関係してくるような気がするのですね。そういったことにも対応していくのであれば、きちんとした予算付けの話も出てくると思いましたので述べさせていただきました。

山本座長：

ありがとうございます。それでは町村委員お願いします。

町村委員：

先ほど管財人については破産者マップの懸念があるという御発言だったのですが、基本的にはこれは訴訟判決の当事者になったケースなので、自然人が破産して訴訟になるというのはほぼほぼ考えられないですよ。ですので、ほとんどは否認とかそういう事件が起こるようなケースなので、破産者マップのような形で使われるのではないかという懸念は多分当たらないのではないかと思います。少額管財で個人でも付くことはありますが、しかしそれにしたって少額管財で訴訟まで起こすということはおよそ考えられないでしょう。

利用者のために使えるかどうかという点でいうと、管財人のその訴訟を起こすかどうかとか、あるいは訴訟における方針とかというのも、その意味では非常に重要な情報として、訴訟の運営の情報としては裁判官の判断と並んで重要性があるのではないかというふうに思います。ただ、もちろん個人が選べない、破産申立人が選ぶことができるという意味で言っているわけではないのですが、そういう先生であるというのは重要な情報ではないかというふうに思うわけです。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは米村委員お願いします。

米村委員：

先ほど板倉先生と湯淺先生から言及のあった死者の氏名について、一言だけ申し上げます。私は非常に特殊な学説を提起しております、人格権にも譲渡性・相続性が認められる場合があるという学説を唱えております。それは、そういうことを認めたドイツの判例があるということが理由の一つなのですけれども、加えて、パブリシティ権等を中心に、氏名に対する権利を本人の死後にも一定の範囲で権利として保護しなければ適切な解決が得られない社会関係があり得るということも理由になっております。私の見解を採るかどうかはともかくとして、従来から、死者に関する名誉毀損でも一定の範囲で損害賠償責任が認められるとされてきました。それは遺族の敬愛・追慕の情の侵害として扱うという法律構成によっていたわけですが、どういう理由付けを用いるかはともかく、生前には人格権として保護されていた権利が、死後も一定の範囲で権利保護を存続すべき場合があります。ある個人が死亡したからといって突然一切の保護がなくなるということではないと考えております。そういうことがありますので、基本的に個人の氏名は、その個人が死者であっても、差し当たり仮名化の対象にしてよいのではないかとというのが私の意見です。歴史上の人物とか、誰でも知っているような人物に関しては、また公人などの枠で仮名化を解除するということがあってもいいと思いますが、死者であるというだけの理由で仮名化処理の対象にしないという考え方を取るのはやや不適切ではないかという気がしております。以上です。

山本座長：

ありがとうございます。ほかに論点2全体につきましてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。かなり詳細に議論を深めていただいたかと思えます。私が伺ったところで、まず論点2-1の訴訟代理人については、大方の御意見は、これについて仮名化の必要は基本的にはないのではないかと。ただ、その業務妨害その他差し支えがあるような、実際に実害があるような場面においては、事後的な是正等による対処は考えられるのではないかと。しかし、基本的には訴訟代理人は出してもいいのではないかとという御意見が大勢だったかと思えます。

ただ、この論点2-1との関係では、それに付随して様々な類型の人をどうするかと。板倉委員から問題提起いただきましたが、指定代理人あるいは管財人というような人をどうするかというようなことであるとか、あるいはこれは本人についても、いわゆる公人のような人、あるいは死者についてどういうふうに扱うのかといったような点についても御議論をいただいたかと思えます。

それから論点2-2については、これは両論あったかと思えますが、基本的には市・郡の限りにおいては出してもいいのではないかと、出すべきではないかという御議論がある一方、特に地方、人口が少ないような所においては、そのレベルでも出すとやはり個人が特定されてしまうおそれがあるのではないかとという御意見。それに対しては、そういう場面

においては事後的な是正等で足りるのではないかというような御意見も出されたかと思
います。

論点 2-3 との関係でも同様に、やはり生年月日の月等の情報が必要な場面というのは
あるのではないかという意見と、やはり月日を出すと個人特定のおそれもあるのではな
いかというような御意見もありました。さらに、米村委員からは、生年月日だけを特出し
にする必要が果たしてあるのかという違った観点からの御意見もあったかと思
います。

いずれにしても、論点 2 はあくまでもデフォルトルールということですので、先ほど来
出ている事後的な是正等による個別の特別な事情を勘案する余地というのは別途あると
いうことが前提になっていて、それを前提にどこまで細かいルールのようなものを定め
るかというのが一つ問題としてあると思えますし、それから小町谷委員などからもあり
ましたが、この検討会でどこまで書くのかという問題もあるように思えます。情報管理機
関あるいは情報管理機関のシステム等の問題、コスト等の問題、様々な点があるところ
ですので、ここではどこまでその細かなことを意見として出すべきなのかという切り口
の問題もあろうかと思えます。それから宍戸委員からは、仮名処理をするにしてもその方法
と言いますか、確かに今、判例集などを見ても、同じ仮名化をしても Aさんと Bさん
が別の人であるということがやはり分からないと、何を言っているか分からないという
判決も多く見られるところなので、そういったことを含めてどういう形で仮名化をする
のかというのも確かに一つの問題かと思いました。これもこの検討会の取りまとめでど
こまで細かなところを書くのかというところとも関係しているのではないかと思
いますが、いずれにしてもかなり詳細な御議論をいただきましたので、今日の御議論を事務局に
おいて踏まえて、今私が申し上げたようなレベル感のようなものを勘案していただきな
がら、取りまとめの方向を考えていただければと思います。

この論点 2 については、そのようなことでよろしいでしょうか。ありがとうございます
。それでは、本日予定されている最後になります論点 3、事後的な是正等の在り方に
つきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

石田です。論点 3 につきまして、スライド 16 を御覧ください。事後的な是正の在り方
について、どういった申出が想定されるか、また、申出の受付方法についてどのように考
えるかという点を御議論いただきたいという趣旨でございます。

スライド 17 を御覧ください。これまでの御議論で、仮名処理後の民事判決情報につ
いて、情報管理機関が訴訟関係人等の申出を受け付けて事後的な対応をすることの必要性
自体については御異論がないところかと思えます。これが必要となる場合について三
つの類型で考えてみますと、一つ目としましては、既に行われた仮名処理が仮名化基準に適
合していないという旨の申出に対応する場合、二つ目として、個別事情に応じて仮名化基
準以上の仮名処理を求める申出に対応すべき場合、それから三つ目としまして、基準に
従った仮名処理により、判決の理解に不可欠な情報が不足している旨の申出に対応すべ
き

場合というのがあるという点についても、これまで御異論はなかったかと存じます。ただ、具体的な申出の内容についてはデフォルトルールがもう少し詰まった段階で御議論いただく必要があるのではないかとということで、今回改めて情報管理機関が対応すべき事後の申出の内容としてどのようなものが想定されるかという点について、小論点の 3-1 として御議論いただきたいと思いますという趣旨でございます。

続いてスライド 18 です。また、申出の受付方法についても御議論をお願いしたいと考えております。事後的な対応が必要となる申出のうち、先ほど見た種類の①や③の申出というのは仮名処理の内容に関するものですので、情報管理機関が仮名処理済みの民事判決情報を利用者に提供した後に申出が行われるということが想定される場所です。

これに対して、②の類型についても同様に、利用者への提供後に申出がなされるという場合が多いかと考えられますが、申出をする者において判決の内容と仮名処理のデフォルトルールを知っていれば、利用へ提供される前の段階においても、個人を推知させる情報を特定して追加的な仮名処理を求めるなどの方法で申出を行うことも可能ではないかと思われまふ。本検討会においても、利用者への提供前の時点で情報管理機関が何らかの措置を行うのが望ましいとの御意見もあつたところでございます。情報管理機関が利用者へ提供する前の時点でも、申出の対象となる情報が特定されている限りにおいては、申出を拒絶する積極的な理由というのは直ちには想定し難いのではないかと。また、利用者へ提供済みの情報について、拡散防止するにも限界があるという点なども踏まえますと、②の種類の申出、つまり個別事情に応じて仮名化基準以上の仮名処理を求めるという申出については、利用者への提供前にあつても情報管理機関において受け付けるのが適切ではないかと考えられるところですが、この点について御議論をお願いしたいというのが小論点の 3-2 になります。

スライド 19 は、論点 3 について再掲してございます。以上の論点 3 について御議論をお願いいたします。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それではこの論点 3、事後的な是正等の在り方について、小論点としては 3-1 と 3-2 があるわけですが、今論点 2 で御議論いただいたデフォルトルールとしての仮名処理基準、必ずしも完全に固まつたとはいえないところではあります。それを踏まえて御議論いただければと思います。なお、この論点については、本日御欠席の中原委員から御意見を頂いておりますので、やはり事務局から代読を頂ければと思います。

事務局：

石田です。代読させていただきます。

論点 3 について、スライド 18 によりますと、③に係る申出について、専ら提供後の申出が想定されているようですが、多数の民事判決情報から傾向分析をしようと思つている利用者が、提供後ではなく提供される時点で、デフォルトルールによれば仮名処理がさ

れる特定の事項について一律に仮名処理を外してほしいというようなニーズは全く想定されないか、それに応える必要はないかということは、慎重に考えるべきなのではないかと思います。例えば、不法行為訴訟における未成年者の責任能力の認定との関係で、当該事件における未成年者の年齢を月単位で把握したいというニーズがあった場合に、一律に生年のみならず、生まれた月まで知りたいというような例があり得るかと思います。もっとも、この例では判決文で月まで含めた年齢が示されることが多いでしょうし、この程度の利用であればデータベース会社からの二次的利用で済むでしょうから、あまり良い例とはいえないかもしれません。また、今回の御提案は申出の時期に関する事柄が中心とされていますが、申出の正当性を判断する基準や主体等について詰めていく必要があるように思います。特に、主としてプライバシー保護の問題である②と、判決の利用方法の問題である③とでは、事後的な是正といっても全く違う事柄ですので、制度として分けた方が良いのではないかと。少なくとも明確に区別して論じて、判断基準や判断主体、判断手続、場合によっては不服申立ての在り方、是正後のほかの利用者への対応等を別途整理する必要があるのでないかと思います。

以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、今の中原委員のコメントも含めてですが、これもどの点からでも結構ですので御意見、御質問等を御自由にお出しただければと思います。それでは町村委員どうぞ。

町村委員：

かねてより事後的是正措置というのは注目していたのですが、まず前提として、この事後的是正措置というのは一体どういう性質のものなのかということが棚上げにされたままここまで来てしまったような気がするのですが、一種の行政処分なのでしょう。それとも民間機関で勝手にやっている情報提供の行為の一つの是正なのでしょう。その性質によって不服申立ての方法とかやり方が当然ながら変わってくると思うのですが、場合によっては最終的に訴訟で争うとか、そういうようなこともひょっとしたらあるかもしれないし、いずれにしても損害賠償というような話になるときにその当否が考えられるということになると思うのですが、とにかく大本のところでは一体これは行政機関の行為として考えるのか、それとも民間団体の純粋な私的な行為として考えるのかということもまず第1点考えられるべき点だと思います。

2点目として、論点3-2で、事前に情報提供する前に仮名化基準以上の仮名を行うというのも認めるとすると、これはいわゆる事前差止めということになりますから、情報は出てこない。そうなるとその情報が出てこない基準も含めて議論ができなくなるわけです。今秘密保護の行為をやると、その当否についての議論もできなくなってしまうわけなのですが、それと同じことが起こります。したがって、慎重に、どうしても必要な場合に限ってというようなことになろうかと思うのですが、それに対して情報を求める側がその

反対の不服申立てをするということを認めるかどうかということが問題になろうかと思
います。

そして、論点3全体に係るところですが、③のような仮名処理により、判決の理解に不
可欠な情報が不足している旨の申出というのは、今の基準以上の仮名処理に対する不服
だけではなくて、先ほどから出ているようなデフォルトルールとして仮名化したとして
もなお、この場合には公人であるからということで開示を求めるということがあり得る
わけですね。そういう場合に二つやり方があるのではないかと。一つは、申出をした人だ
けにその情報を提供するということです。もう一つは、その申出をきっかけとして、全て
の利活用のために情報提供された人への情報を後で是正する、つまり追加的な情報を提
供するということになりましょうか、そのようなやり方をするという考え方もあろうか
と思います。どちらが良いのかというのも、私個人的には考えあぐねているところなので、
是非議論の対象にさせていただければというふうに思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは板倉委員どうぞ。

板倉委員：

ありがとうございます。処分性があるかというのは、今のところ想定されているのは、
公的なルールが適用される場所ではないところが、この事業を行うということだと思
いますので、そうすると処分に対する一連のルールではないのではないかと考えており
ます。そうすると、何が近いのかと言うと、消費者基本法にあるような苦情処理義務、個
人情報保護法にあるような苦情処理義務、これらはいずれも努力義務の範囲で定められ
ておりますが、そういうものとして定められ、そうすると請求権ではないので強制できる
わけでもなく、もっと言ってしまうと応答義務もないというようなことになろうかと思
います。私は基本的にはそれで良いのではないかと。しかも、町村先生がおっしゃるよう
に、この先に利活用機関があるわけで、利活用機関に申出をするというのが最も即効性
がある話であって、根元を断つというのはやはり例外的な話なのだろうと思います。

他方で、それではいくら何でも法的な側面があるのに透明性が足りないのではないかと
いうこともあると思いますし、それはそうだろうなと思いますので、何らかの形で、年
次報告と言いますか、レポートは何件申入れがあって、こういうふうに対応した、対応し
ていないといったようなものは出した方が良くと思います。個別の応答は義務付けな
くていいと思いますが、最終的にどのように処理が行われたのかというのは公表された
方がよいかというふうに思っております。

その上で一つ論点となるのは、人格権に基づく差止め請求としての削除請求である
か、個人情報保護法上の利用停止等請求というのが別途あるわけで、これとの関係はどう
かということ、それはそれで存在しているので、そちらの請求権を行使する場合はしてい
ただければよいと。それと、特別法等で定められる苦情処理義務は、特段別に関係などを書
く必要はなく、ただそれぞれの制度が存在しているとすればよいのではないかと思いま

す。なので、こちらは苦情処理義務として設定し、ルールはルールなので、それを見た方々が申し出てきた場合は誠実に対応する義務はありますが請求権ではないと。ただし、年次報告等を出した方がよいのではないかと。他方で、別途認められている人格権に基づく差止め請求であるとか個人情報法上の請求は、それはそれに対応すると。別にそれができないと定める必要はないと。私の意見としてはそういうことになります。以上です。

山本座長：

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。鹿島委員どうぞ。

鹿島委員：

ありがとうございます。何らかの事後的な措置であるとか申出の受付というものが必要であるとは思っているのですが、先ほど申し上げたように、特定の地域とか特定の職業、疾患等、ほかの情報と組み合わせることによって個人が特定できてしまうような場合もありますが、そもそも資料に記載の個人の特定というのは、どの事件であっても見る人が見れば分かるという状態というのは考えられるかと思しますので、ここで言う個人の特定というのが、具体的にどの範囲での個人の特定を指すのかというところは、個人差であるとか温度感というのがあるのではないかと考えております。特に公人に近いような、いわゆる準公人と最近呼ばれているような有名人の方々に関しては、かなり幅があるのではないかというふうに感じております。特に先ほど板倉先生もおっしゃっていたように、情報管理機関での受付というのが相当なのかという検討も必要ではないかと思っております。一度外に出してしまった情報というのは消すことができませんので、隠せるものは隠したいというユーザー側のニーズというのは当然高まると考えられますので、やはりこの申出を受け付ける機関というのはそれなりの負担を強いられるのではないかというふうには考えております。

また、実務を行う際にというところで、関心という部分での発言になるのですが、例えばこうした事後的な申出の制度がありますよというような形で制度設計をするに当たって、この訴訟に関与している訴訟代理人としては何か対応すべき責務等があるのかという点については関心が高い部分かと思っております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは米村委員お願いします。

米村委員：

先ほど板倉先生からこの問題は苦情処理の問題に近いという御発言がありまして、私はやや驚いたのですが、町村先生はそれで良いとお考えなのかどうか、町村先生に後でお聞きしたいと思っております。先に私の意見を申しますと、これは町村先生の先ほどのコメントではありませんが、私も、そもそもこの事後的是正という仕組みがどういうものなのか、根本的な位置付けといいますか、そもそも論があまり今まで展開されてこなかったというところに問題があったような気がしております。私も行政的なものではないと理解してはいたしましたが、さりとて苦情処理と同等という話でもないように思います。一定の

仮名化処理の基準があったとしても、それはAIによる処理ですので、確実に人の目から見て正しい仮名化処理がされる保証がないということが一つあり、また、仮に一定の基準には適合していたとしても、当該事件の性質やそのほかの判決の記載等々を踏まえて、あるいは利活用する側の利活用の目的に照らして、定型的な仮名化処理ではプライバシー・個人情報の保護の面でも、情報の利活用の面でも不十分となる場合があり得るために、その場合にきちんとした事後的是正の余地を認めようということだったと思います。そうしますと、事後的是正の申請に対して応答しないとか全く無視するというようなことは適切でないのではないかと考えます。やはり、一定程度きちんと検討し、理由をもってきちんとした判断をするということではなければならないだろうというのが私の理解です。

そのことを担保するためには、法律上これをきちんと請求権の形で書く必要があるように思います。利害関係人のうち誰が請求権を持つのかは、また制度設計の問題としていくつもの考え方があり得るとは思いますが、少なくとも、当該仮名化処理の対象になっている個人、個人情報保護法にいう「本人」は請求権を有するべきでしょうし、判決情報を既に活用している人も、あるいはこれから利活用の申請を予定している人も、一定の範囲では請求権を有するべきでしょうし、そういった制定法上の特別の請求権として位置付けるべきもので、それを今後きちんと制度設計していかなければならないということなのではないかと私自身は理解しております。

先ほど御紹介いただいた中原委員の書面意見でも、②と③は違う制度として制度設計すべきではないかという御指摘があって、私もそうだと思います。やはりそれぞれについて、請求権者は誰か、どの範囲で請求できるのか、それに対してどのような対応をする義務があるのかということなどを抽象的な形で定めておく必要があり、仮名化基準との関係でどのように処理する余地があるのかは、もう少し具体的なガイドラインのようなものとして法務省側から情報管理機関の方に提供しておく必要があるように思っております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは宍戸委員お願いします。

宍戸委員：

今、米村先生からお話がありました請求権の話について、最後書くことはあり得るのかなとも思うのですが、具体的に考えていったときに請求権がどういう形で書き得るのか、それから、そうでなければいけないのかを少し整理した方が良いかと思ったところです。まずもって利用停止請求権を法律に書くというときに、何らかの情報管理機関が定める基準に該当する、しないで、請求権を法律に書くというのは多分無理なのではないかと思えます。そうしますと、結局のところ基準どおりにやったかどうかということとは別に、何らかの権利利益の侵害があり得るということについて利用停止請求権を書くということになるといたしますと、そこでの中身が何であるかということになり、例えば人格権に基づく判決データの提供を止める権利に結局なるのであれば、一般的な人格権に基づく

請求権で足りるのではないかという話になり得るかと思います。

この問題を更に考えますと、今のようなことも含めて、現実に裁判所から管理機関に判決データが提供され、管理機関において判決データが加工されてデータベースに入り、そして利用機関に提供されて、利用機関が利用し、場合によっては一般の利用に寄与されるといったプロセスの中で、その判決データに書かれる人の権利侵害あるいは不利益をどういうふうに止めるかという問題の中で考える必要があるのかなと思っております。もう少し具体的に申しますと、例えばその判決の当事者の方、あるいは米村先生がおっしゃった関係者の方が、この判決データを仮名化してデータベースに入れる、あるいは提供するとき、自分のところはこういうふうに仮名化してねとか本当に基準どおりやってねとか、あるいは本当に基準どおりやったのか、管理機関において仮名化がなされた後利用機関に提供される前に確認させてくださいということなのか、その辺りを少し具体的に整備しないといけないと思います。

また、逆側の話でございますが、本当に基準どおりに仮名化がされるのかということ、例えば判決が出た段階でその判決の関係者の方が管理機関にあらかじめ申し出ておいて、管理機関の方でちゃんと消しましたので安心してくださいということにするのか。判決の当事者が管理機関に、これが権利行使なのか申出なのかよく分かりませんが、そういうタイミングがあるのか。そのタイミングを実効的に確保するためにどうしたらよいか。私は、権利化するかどうか、申出かどうかのどちらであっても、実際に実効的に申出ないし権利行使ができる機会をどうやって作るのか。そして、米村先生がおっしゃったことに関わりますが、それに対して管理機関がどう応答しなければならないということを責務であったり義務付けたりするのか、その具体的ところが非常に重要ではないかと思えます。そこを分解して考えた上で、最終的に合体したときに利用停止請求権という形になるのかどうかを整理しないといけないのではないかと考えております。

関連して申しますと、これはまた利用停止請求権と言うかどうかは別といたしまして、基準どおりになっていないかは事務局の整理だと①ということになると思いますし、あるいは、いやそうではないのではないかと。仮名化基準以上の仮名処理をしてほしいということを求める②という場合で、それで管理機関がそれは対応できませんと言った場合の、ある種の紛争処理というか、それについて苦情処理のような仕組みは何らかの形で設けた方がよいのではないかと考えております。③の判決理解に不可欠な情報が不足している旨の申出も同じでありまして、ただ、これは実際には判決当事者でない方から多分出てくることが大半であろうと想定される場所です。そうしますと、この人たちについても基準どおりにやってくれ、あるいは基準を超えて仮名化をもう少しディフィニションを上げてくれということ申し出る機会を、どのタイミングで確保するのかということは当然問題になるだろうと思います。ただ一般には、仮名化がなされて、データベースに入れられて、利用機関に提供されて、利用機関の段階でうまく提供できないということが分かる、あるいは利用機関の提供を受けて見た我々研究者であるとか実務家の

方々が、これでは何を言っているか分からないから何とかしてほしいと言っていく、そこで十分というふうに考えるのか。もっと早い段階で、例えば判決が出ましたという段階で判決番号、事件番号とかを見て、もともとこれはこう仮名化してもらいたい、あるいはこれ以上仮名化されたら困るものだからということを管理機関に申し出る道筋を認めるのか、この辺は管理機関の実際の負担にも関わると思いますが、これはきちんと整理した方が良いのではないかと思います。すみません、当たり前のことを申し上げているだけですが、ひとまず私からは以上でございます。ありがとうございます。

山本座長：

ありがとうございます。それでは町村委員どうぞ。

町村委員：

先ほど米村先生からちゃんとお前も答えろと言われたのでお答えします。板倉先生の御説明がとても巧妙だなと思うところは、応答しなくていいと言いつつ、実体法上の人格権に基づく請求は別途やるし、個人情報保護法でもやるのだということで、プライバシー侵害みたいなことが起こって是正が必要だという場面においては、法的な手段がやはり情報管理機関に対して掛かるというそういう御説明でしたよね。ただ、まず個人情報保護法の請求というのは、そもそも適用除外するというを前提に法制化が必要だという話になったのではないかと思っていたものですので、そこは少し違うかなと。もっとも、情報管理機関に是正を求める仕組み作りとしては、個人情報保護法の仕組みというのは割と参考になる一つのモデルになります。適用されるという意味ではなくて、制度化するときのモデルにはなりそうです。

逆に、情報管理機関に開示を求める、ルールどおりにやっているのだが、これでは判決がよく分からないとか、必要がない非開示をしているというような、そういう場面の是正を求める手法は、残念ながら特別法がないとそのような請求権は認められないので、これはやはり法律が必要なのではないかと。そのときにモデルとなるのは民事訴訟法第92条でしょうか。そちらの方でも利害関係人と言いますか、要するに閲覧を求める側が開示を求めるという仕組みがあると思うので、それを一つのモデルにしたら良いと思います。

いずれにしても、訴訟によらなければこの是正ができないというのでは少々重過ぎるので、そういう意味では米村先生がおっしゃるように、この制度の中でより簡易な申出ができるというルールにした方が経済的ではないかというふうに思います。宍戸先生がおっしゃるようなちゃんと考えろというのは正にそのとおりだと私も思います。

山本座長：

ありがとうございます。それでは小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

板倉先生が先に反論権を行使されるかと思ったのですが、御指名でございますので。この問題は手続的なことのようにでいて、やはり判決のデータベース化、私はオープンデータ化だと思っていますが、これをどのように位置付けるかという根本問題に関わることだ

というふうに感じております。私自身の立場は、本来は民事判決というのではできる限り完全な形で公開されるべきものだ。そういう司法制度にとっての制度的な意味合いの方が大きいというふうに感じているものですので、したがってここにあまり是正請求権的なものを考えるということには私自身は消極的ですし、また、これについて制度のバイアスとして当事者あるいは当事者代理人がこの部分を公開しないでくださいということは言いやすい。当事者は判決を受けた立場ですのでアクションを取りやすい。それに対して一般の利用者の方は、利用してみて初めて公開されていない部分があるということが分かり、それも今までのように我々が判例評釈の目的で判例を読むというようなことを考えると、何か個別的にその時点で不都合があれば申し立てればよさそうに思えますが、統計的あるいは機械的な利用の仕方まで考えると、実はそこで仮名化がされてしまっていることによる不利益に気が付かないユーザーすら出かねない。もっと有益な使い方があり得るのが阻害されるということもあり得るというふうに、公開部分を広げる方向にバイアスがかかりやすいということが私自身は気になっています。そのことから、あまり権利的なことを言うのはどうかと思いますし、さらに今回の論点 3-2 の事前の申出みたいなことも、あまりそこまでサービスをしなくてもよいのではないかというのが私の印象でした。ただ、ここについてはむしろ本来であれば個人情報保護法等をかけていくべきものであると、これは制度的に町村先生が言われたとおり外さないこの制度を作れないと思いますが、本来かかっていくべきものだという立場から出発すれば、逆の議論もあり得るとは思いますし、宍戸先生はその辺でバランスを取られて、むしろ人格権というこの制度外の根拠でもって一定の線引きをするのだというふうに整理をされたかと思いますので、そういうそもそも論に関わる場所ではないかと思います。そもそも論についての私の立場は先ほど申し上げたとおりだということも申し添えておきます。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは板倉委員をお願いします。

板倉委員：

何か私が入でなしみたいなのですが、そういう話ではなく、すみません。私は前提を申し上げていなかったのですが、情報管理機関の判例データベースは個人情報データベースなどである前提だったので、個人情報保護法上の請求権でよいのではというお話をしました。そこは多分まだ決着がついてなくて、それは違うのだと、個人情報保護法とかぶるところでも立法するのだというお話であれば、町村先生がおっしゃるように、個人情報保護法上の利用停止請求権らしいものをもう一回書くのだということになるのではないかと思います。ただその際に、結局個人情報保護法上の利用停止等請求権を使うとしても、恐らく使われるのは2種類でありまして、一つは不適正利用禁止、もう一つは個人の権利利益を侵害するおそれという、いずれもかなり一般条項に近い条項でありまして、これについての判断は恐らくまだ裁判例等もなく、個人情報保護委員会の、これは行政的な規制の基準にもなっていますが、その判断もほとんどないのではないかと思います。

ます。私が実務をやっている限りにおいても、これが来たので困りましたという話は今のところ聞いたことがないので、ほとんど使われていないのではないかと思います。そういう意味では、その請求権はあることはあるので、特に仮名化されていなくて困る人、不十分だという方は、その中で是正されるのではないかというふうに思います。

それ以外の部分を請求権として構成するかというと、「何人も」的な話になります。②及び③ですね。「何人も」的なことになるので、それは請求権として作るというのは結構難しいかと思いますが、ただ途中でもありましたように、これも消費者法とかでよくありますが、これができた情報管理機関の監督機関である行政機関、恐らく法務省の方に申出をするという制度もあってもよいかというふうに思います。若干先ほどの補足をただけですが以上です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。基本的なこの制度の位置付けのところから御議論いただいているかと思いますが。異委員どうぞ。

異委員：

今までの先生方のお話を踏まえると、結局どのような局面でどのような要件・効果で、どういう請求権なり地位を認めるかというのを個別に詰めていかないといけないという話なのだと思います。補足的に2点ほど申し上げますと、一つは情報管理機関が民間の法人なので、その法人のやるべきから民事法の範ちゅうに入っていくかと言うと、そうとは言い切れないところがあります。有名どころで言うと、弁護士会の懲戒等は行政事件で処理することになっていますし、あと母体保護法上の人工妊娠中絶を行うことができる医師を指定するというのも医師会がやることなのですが、あれも行政事件で処理することになっていて、指定法人の仕組みを作るにしても、やっていることの実質に照らして、ひょっとすると行政事件訴訟法の仕組みに乗っていく可能性というのがあるので、そこはこの情報管理機関がどういう仕事をするのかというのがもう少し具体的に詰まった段階で議論しないといけないだろうと思っています。ただ、結局は仕組みの作り方次第ですので、この段階では可能性だけ申し上げておくということにしたいと思います。

もう一つは、前回までで私が言ったことの落穂拾いのところなのですが、資料で言う②の申入れについては、情報管理機関から利用機関に移る前の段階で何らかの申出を受け付ける可能性があるのではないかという形で整理がされています。これは私がいろいろ言ったことに応答していただいたからだと思うので少し申し上げます。この類型というのは、基本的には手続の当事者ないしは関係人が、自分のところに送達された判決等を見て、これがデータベースに収録されるとなると、仮名化が不十分な場合は致命的な損害が生じ得るとして申し出てくるという事例なのだと思いますが、そういう形で申し出る場合には、まだ加工していない状態でものを言ってもらおうということになるわけですので、公表されている加工基準に従って加工するとういうことになるはずだけれども、それだと自分は困るということを具体的に言っていたかということにすれば、濫用的な

申出というのは防げるのではないかと思います。要は、申出一部これまでの会議で懸念されていたような濫用的な申出というのは、制度の仕組み次第で防げるのではないかと思います。

その上でなのですが、事前の申出を受け付けるということにするのであれば、そうした仕組みがあるということは広く周知した方が良いでしょうと感じております。前回までの会議で申し上げたような、裁判所の側でメモでも1枚挟んで送達するみたいなことは、裁判所の業務フロー的に難しいのかもしれないのですが、少なくとも情報管理機関には、申出の仕組みがあることを周知する義務を法律で課してもいいと思います。申出の仕組みを作るのであれば、そういうものがあるということはデータベースの運用開始と同時に国民に対して広く周知すべきだろうと思っております。前回までの私の発言を今日の議論を受けて回収しつつ、改めて申し上げたということになるかと思っております。以上です。

山本座長：

ありがとうございます。それでは山田委員お願いします。

山田委員：

ありがとうございます。今の御議論で請求権行使なのかどうかというのは専門外ということもありましてよく分からないところはあるのですが、ただ、①と、②及び③というのは少し状況が違うだろうというのは先生方がおっしゃったとおりにかなと思っております。この②及び③に関しては、管理機関がどのような判断をするかという、その判断の適正さについては、申出人はもちろんです、非公開だったものが公開になるという場合が一番シリアスな問題だと思っておりますが、実際に公人なので名前が開示されますという人にとっての、少なくとも事実上の不利益ではあるということになるかと思っております。もちろん裁判は公開ですが、しかし基準が公開された限りは一定の期待が生じるだろうというふうに思いますので、そのような場合に申出をどのように判断をしていくのか、最も利害関係が強くなる開示される本人、あるいは主体、死者の場合はまた難しいことなのかと思っておりますが、そういった方への照会ですとか、あるいは一定の意見表明といった一種の手續保障みたいなものが、このレベルでも必要になるのかどうかということ少し検討していただけると有り難いかなというふうに思います。

それからもう一点。今、正に巽先生がおっしゃったことなのですが、私もこの判決の送達を受けた者への周知ということについてはしっかりとやらなければいけないのではないかなというふうに思っております、確かに従来の送達の方ですとなかなかコストが掛かるのかもしれませんが、例えばオンライン上でプラットフォームの何かを使って、判決についてはこういう仮名化の基準がありますということについて、一般周知ではなくて当該受送達者に対して何らか知らせるということはないと、この事後是正措置がありますということを表立ってディフェンスと言うということは難しくなってしまうのではないかと思いますので、その点は御検討いただければと思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。事務局から何かありますか。

事務局：

大久保です。本日、事後的な措置の在り方について様々な御意見を頂いたところがございますので、事務局においても改めて検討し、また全体像をお示ししつつ、その中で御議論いただく資料の準備に努めてまいりたいと思います。ありがとうございました。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。かなり多様な問題、根本的な部分から技術的な問題まで御議論いただいたかと思しますので、それから、これも先ほどの論点2とも関連するわけですし、また、恐らく次回以降御議論いただく情報管理機関の位置付けのようなところとも関連してくる問題だと思しますので、今ありましたように引き続き事務局の方で取りまとめに向けた案をお考えいただくということかと思します。

よろしいでしょうか。それでは、本日用意させていただいた三つの論点については、全体として御議論いただけたかと思しますが、今日の段階で更に御発言があれば頂きたいと思しますがいかがでしょう。よろしいですか。それでは、本日の議論はこの程度とさせていただきます。事務局から、今後の日程等についての説明をお願いいたします。

事務局：

石田です。今後の会議の予定につきましては、会議用資料として配付いたしました資料に記載されているとおりでございます。議事の詳細は後日事務局から御連絡させていただくことになります。取りまとめ等につきましても追って御連絡させていただきます。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。次回以降取りまとめに向けてより密な御議論をいただくことになろうかと思しますが、引き続きどうかよろしく願いをいたします。それでは、本日の会議はこれにて終了といたします。本日も長時間にわたりまして熱心な御議論をありがとうございました。次回もまたよろしく願いをいたします。